

名古屋市東区選挙管理委員会告示第14号

選挙人名簿の登録の移替えの延期について

公職選挙法施行令第17条の規定により、愛知県議会名古屋市千種区選出議員補欠選挙における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおりとする。

令和8年2月20日

名古屋市区東選挙管理委員会委員長 高木 道久

選挙人名簿の登録の移替え延期期間

令和8年2月20日から令和8年3月15日まで

名古屋市東区選挙管理委員会